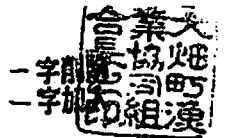


内共第31号

第5種共同漁業権遊漁規則

大畑町漁業協同組合



大畑町漁業協同組合内共第31号  
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第31号第5種共同漁業権に係る漁場(以下「漁場」という。)の区域において水産動物(あゆ・うぐい・いわな及びやまめ)の採捕(以下「遊漁」という。)について制限事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で手釣、竿釣の漁具漁法によって遊漁しようとするものは、あらかじめ、第6条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁期間)

第3条 次の表の(ア)欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ(イ)欄の漁具・漁法により(ウ)欄の期間内でなければならない。

(ア) 魚 種	(イ) 漁具・漁法	(ウ) 期 間
あ ゆ	手 釣・竿 釣	7月 1日から翌年2月末日まで
い わ な	手 釣・竿 釣	4月 1日から 9月30日まで
や ま め	手 釣・竿 釣	4月 1日から 9月30日まで
う ぐ い	手 釣・竿 釣	1月 1日から12月31日まで

(禁止区域)

第4条 前条の規定による期間内であっても大畑川上大畑橋から松ノ木橋までの区域にあつては4月1日から6月30日までの期間中は遊漁をしてはならない。

2. 大畑川赤滝上流の本支流では、遊漁をしてはならない。

(全長制限)

第5条 次の表の左欄の魚種については、それぞれ右欄の全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
い わ な	15センチメートル
や ま め	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条第1項に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合の納付すべき遊漁料は、次表のとおりとする。

種 類	期 間	遊 漁 料
日 券	1 日	400円
年 券	1 年	3,000円

2. 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし漁場監視員にも納付することができる。

- (1) 大畑町漁業協同組合(大畑町湊村)
- (2) 大畑内釣具店(大畑町本村町内)
- (3) 畑中商店(大畑町小目名)

3. 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

小・中学生及び肢体不自由者	第1項に規定する額の1/2
未就学の幼児	無料

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式(1)の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2. 遊漁者は遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯しなければならない。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
4. 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(県内共通の遊漁承認等に関する事項)

第8条 この漁場区域において、青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁をしようとする者は、第6条の規定にかかわらず、次表の遊漁料を納付しなければならない。

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ・やまめ・いわな・にじます・ひめます(蔦沼のみ)・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	15,000円
溪流魚	やまめ・いわな・にじます・ひめます(蔦沼のみ)・うぐい・こい・ふな・うなぎ	手釣 竿釣	8,000円

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

十和田市元町東4丁目1番地15号

青森県内水面漁業協同組合連合会

3. 第1項の共通遊漁承認証の様式は、別記様式(2)号のとおりとする。
4. 遊漁に際しては、当該承認証を所持しなければならない。
5. 第1項の規定にかかわらず前項の規定に違反したものについては、第6条1項に規定する遊漁料を徴収する。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、相当に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
3. 遊漁者は、川底を攪拌してはならない。
4. ブラックバス及び、ブルーギルが採捕された場合は、再放流してはならない。

(漁場監視員)

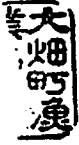
第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがある。



2. 漁場監視員は、別紙様式（3）の漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。





(1) 遊漁承認証

遊 漁 承 認 証  
下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊 漁 者	(住 所)
	(氏 名) (年 齡)

承認期間  
魚 種  
漁具・漁法  
遊 漁 料

発 行 者

大 畑 町 漁 業 協 同 組 合

遊



別記様式第(2)号 県内共通遊漁承認証

<表>

(全魚種券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年齢 歳
住所		
全魚種	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 全魚種 ●遊漁料 15,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

(溪流魚券)

西暦 (平成 年)	交付年月日 平成 年 月 日	No. _____
<b>県内共通遊漁承認証</b>		
氏名		年齢 歳
住所		
溪流魚	●有効期間 平成 年1月1日~12月31日 ●魚種 溪流魚 ●遊漁料 8,000円	
青森県内水面漁業協同組合連合会 〒034-0003 青森県十和田市元町東四丁目1-15 TEL 0176-58-5088/FAX0176-24-2568		

<裏> (全魚種券・溪流魚券共通)

県内共通遊漁承認証の種類

	全魚種券	溪流魚券
対象魚種	アユ、ヤマメ、イワナ、ニジマス、ヒメマス(高沼のみ)、ウグイ、コイ、フナ、ウナギ	左記魚種からアユが除く
遊漁料金	15,000円	8,000円
券種と遊漁期間	1月1日から12月31日までの年券のみ(魚種ごとの遊漁期間が青森県内水面漁業協同組合のきまりによる)	
遊漁区域	青森県内の河川(高沼) (十和田湖、大笹子川(高沼部)、馬淵川上流三戸魚協管内及び平川(平川内水面漁業協管内を除く。また、県内水面漁業協同組合の各漁協の遊漁規則で定められた遊漁禁止区域を除く。)	
漁具・漁法	手釣、竿釣	

- ・共通遊漁承認証は、漁協主催の大会等の特別イベントには適用できません。
- ・共通遊漁承認証は、記名された本人以外に使用できません。また、他人に貸与、譲渡することはできません。
- ・その他、詳しいことは「遊漁手帳」を参照下さい。

天  
明  
り  
美



(3) 漁場監視員証

漁 場 監 視 員 証				
No. _____				
下記の者は当組合の監視員であることを証明する。				
記				
(住 所)				
(氏 名)		(年 齢)		
有効期間	平成	年	月	日から
	平成	年	月	日まで
発 行 者				
大 畑 町 漁 業 協 同 組 合				

大畑町